

平成 25 年度

集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査

大都市周辺地域における緑と農地の保全活用による「緑豊かなまちづくり」の推進

(高槻東部緑豊かなまちづくり検討会)

報 告 書

平成 26 年 3 月

国土交通省都市局

目 次

1.はじめに	1
① 調査の概要	
② 検討会メンバー	
③ 調査のフロー図	
④ 調査地域位置図	
2.農地の保全活用に対する意向調査（アンケート）	7
① 意向調査（アンケート）の概要	
② 農家アンケートの主な論点（検討会での論議を踏まえて）	
3.農地の現地調査	9
① 農地の現地調査の概要	
② 農地の調査結果の主な論点（検討会での論議を踏まえて）	
4.検討会の実施	14
① 検討会の実施状況（第1回～第5回）	
② 検討会での議論総括	
5.高槻東部地区農地保全活用施策 素案	24
① 高槻東部地区農地保全活用施策 素案概要	
② 高槻東部地区農地保全活用施策 素案	
6.今後の活動内容	53
7.参考資料	54
① アンケートの実施	
② アンケートの回答結果	
③ アンケートの分析	
④ アンケートの項目における意見	
⑤ 高槻東部地区の農地のあり方についての意見（アンケートより）	
⑥ 農地の現地調査結果	

はじめに

《① 調査の概要》

【地域の概要】

高槻市は、大阪平野の北東部にあって、京都と大阪の中間に位置し、平成15年に中核市に移行、人口35万6千人の街である。高槻東部地区は、JR東海道線と淀川に挟まれた平野部であり、近代工場、住宅が立ち並ぶ、市の中心の市街地エリアと、市の東部、田園風景が残る農業振興エリアで構成されている。

(市街地エリア大冠地区農地63ha) うち生産緑地+宅地化農地25ha 市街化調整区域

農地 38ha

(農業振興エリア五領地区農地103ha) うち生産緑地等8ha 農業振興地域農用地13ha

市街化調整区域農地82ha。



【調査の背景・課題】

高槻市の市街化区域においては、かつては企業用地とベッドタウンとして土地活用さて、高度成長期に農地が激減した。

現在、市街化区域の農地が虫食い状に生産緑地として残り、経済情勢のグローバル化に伴って、製造企業が海外移転して用地の空洞化が目立ち、住居区域においても少子高齢化が進む中で、農地を転用する土地需要も少くなり、農地を維持することが求められている。

一方、市街化調整区域の農地は、高齢化等により、休耕田として放置されることが懸念される。

とくに、道路接続が無い農地については、その傾向が強く、その上で当地区においては、第2名神自動車道など新設幹線道路3路線の整備が決定され、この農業振興地域が分断されることから、土地所有者は営農に関して、戸惑いが見受けられる。

【調査の目的】

大都市周辺の緑と農地を活用した「緑豊かなまちづくり」の推進に向けて、農地の保全活用の取組を図る。

【調査の取り組み】

高槻市東部地区 166 ha 農家700名の意向を調査し、課題点を抽出し、市街地エリア、農業振興エリアの地域別農地の保全活用施策の提案を行う。

※「高槻東部緑豊かなまちづくり検討会」を高槻市東部土地改良区、高槻市、

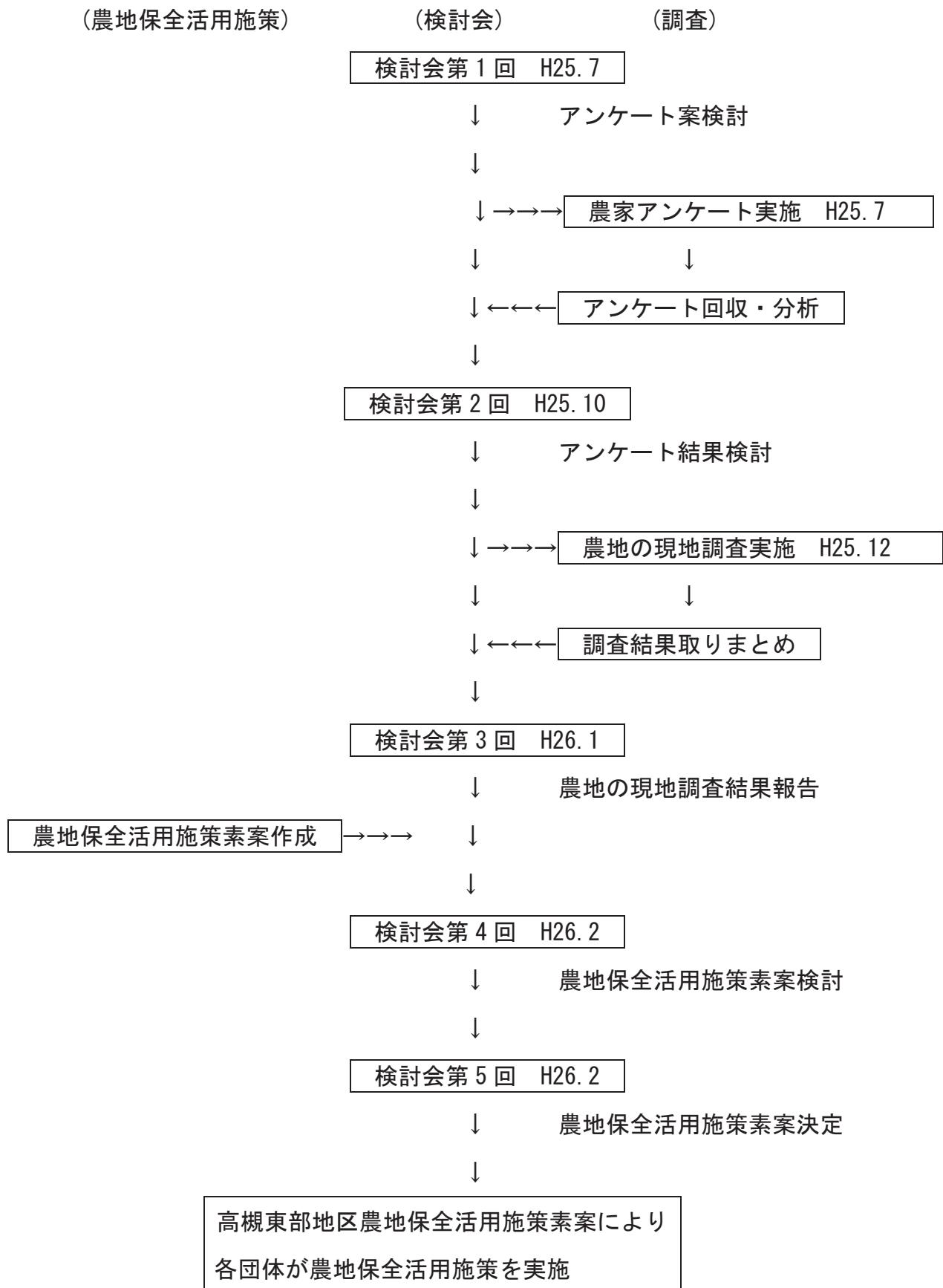
大阪府土地改良事業団体連合会(計16名)で組織し、業務を実施する。

《② 検討会メンバー》

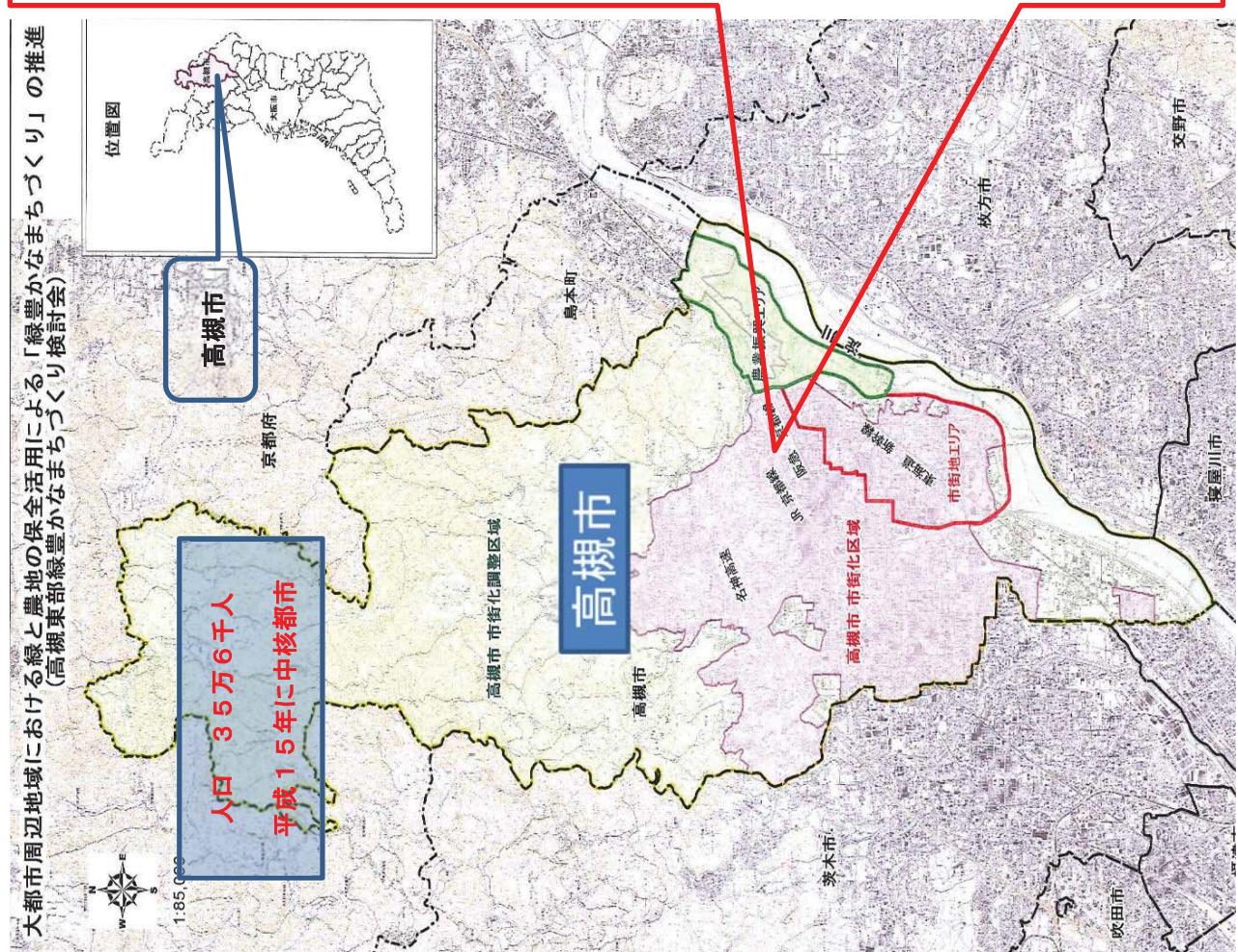
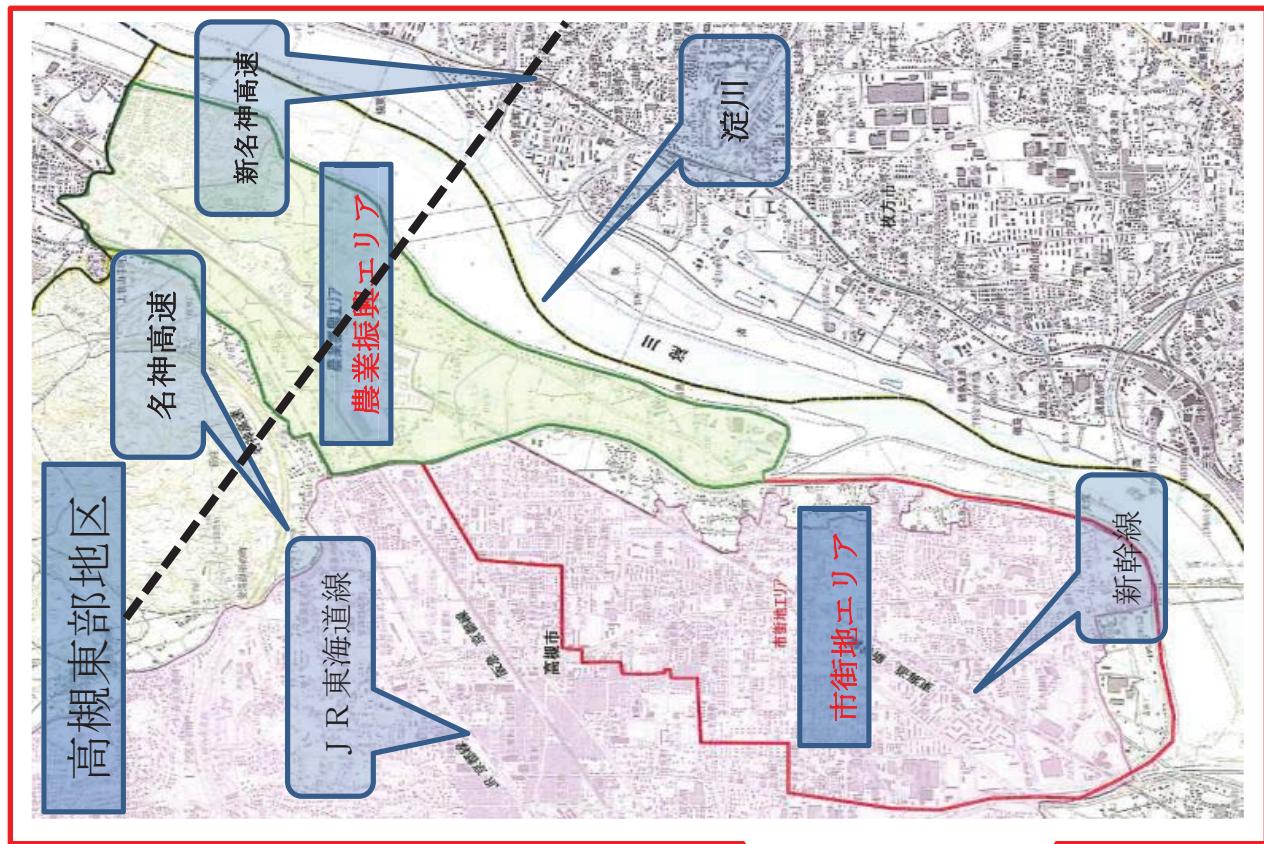
【組織】

京都大学名誉教授	理事長	高橋 強
高槻市東部土地改良区	理事長	長谷川 健（副会長）
〃	理事長代理	木下 仁志
高槻市産業環境部	農林課長	前地 利治
高槻市都市創造部	都市づくり推進課長	長谷川 哲郎
高槻市農業委員会	事務局次長	吉田 隆
大阪府農政室	整備課長	長谷川 博文
大阪府北部農と緑の総合事務所	所長	青山 佳弘
大阪府土地改良事業団体連合会	常務理事	小谷 正浩（会長）
上牧実行組合	組合長	伊藤 昭三
（高槻市東部土地改良区理事）		
東天川実行組合	組合長	橋長 俊彦
（高槻市東部土地改良区理事）		
大阪府都市整備部総合計画課	課長	川上 隆
大阪府茨木土木事務所新名神関連事業建設事業所	所長	井上 明
大阪府農業会議	事務局長	鈴木 成
大阪府みどり公社	農政チームマネージャー	永井 啓一
大阪府土地改良事業団体連合会	事務局長	梅村 安史（事務局）

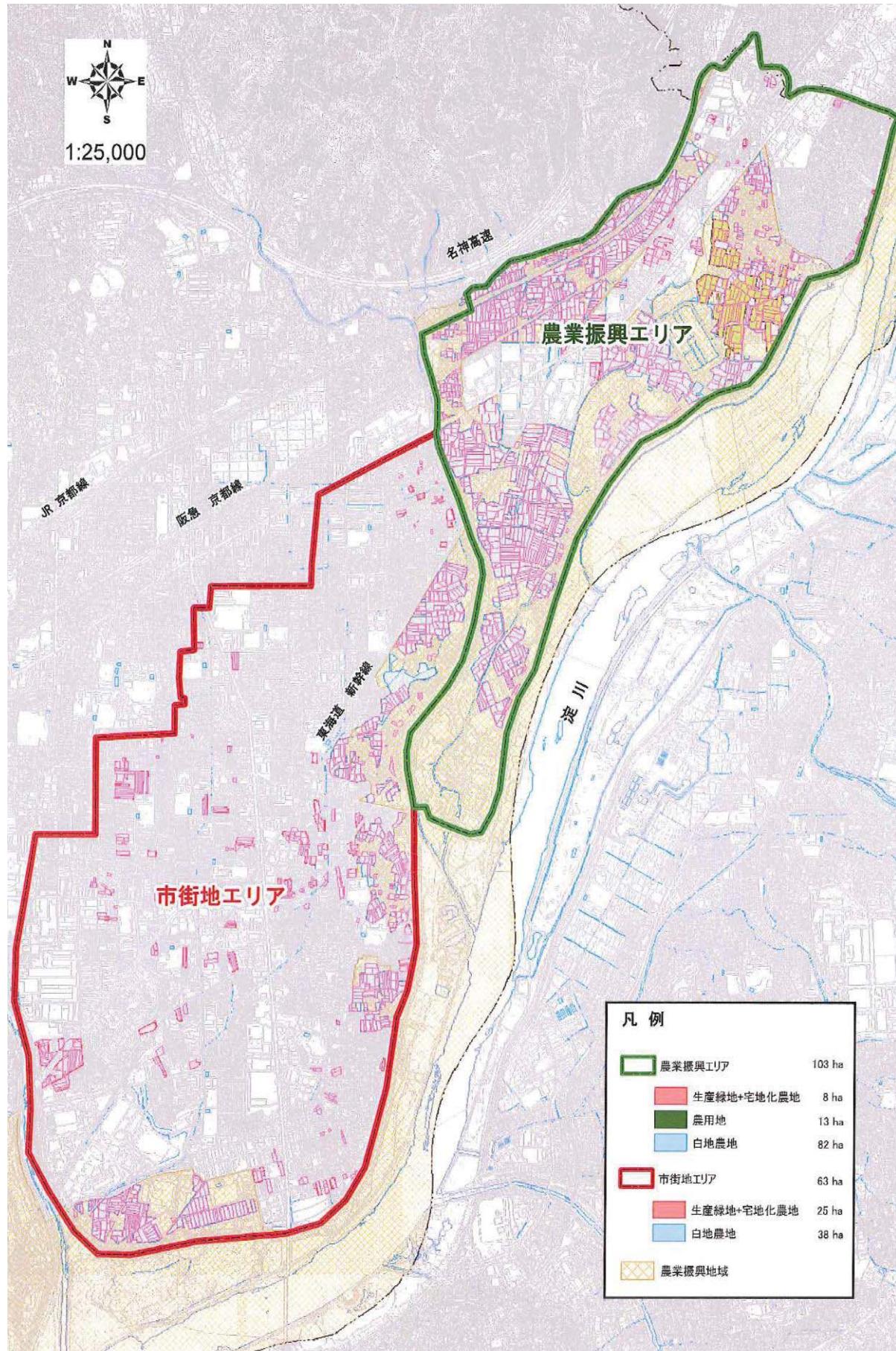
《③ 調査のフロー図》



『④ 調査地域位置図』



《調査地域平面図》



2. 農地の保全活用に対する意向調査(アンケート)

《① 意向調査（アンケート）の概要》

(1) 目的

農地の保全活用施策を提案するため、農家の土地所有の実態を調査し、現状に対する問題意識や、将来の展望を把握すべく、農家の農地保全に対する意向調査(アンケート)を行う。

(2) 農家アンケートによる農地の保全活用に対する意向調査

- ・調査区域と対象者：農地 166ha の農家 689 名（高槻市東部土地改良区域及び改良区組合員）

(3) 農家アンケート調査項目（計 25 間）

- ・農地の耕作状況(9 間)：回答者属性、所在地、法の位置づけ（生産緑地、農業振興地域、農用地等）、面積・耕作状況(所有耕作 借地耕作 所有貸出 所有不耕作)、接続道の有無・用水確保状況、作付状況、貸出先、不耕作地の現状、農地の継続の見通し
- ・農地の保全に関する意向(9 間) 農業経営、相続税納税猶予、農業の継続、借地耕作、農地の貸し出し、売却、農業をやめる要因等
- ・生産緑地(3 間) 増減の見通し、減る要因、制度に望むこと
- ・農業振興地域(2 間) 農用地の保有 農業振興地域に望むこと
- ・市民農園(2 間) 制度について、農地を貸さない理由

(4) 調査の経過

- ・7月29日（日）、高槻市東部土地改良区組合員 689 名に農地の保全活用に対する意向調査（アンケート）を送付、実行組合長を通じ、もしくは直接郵送の返送により、8月23日（金）までに、432通を回収した。

《② 農家アンケートの主な論点（検討会での論議を踏まえて）》

(1) 農家アンケート結果

- ・農家 689 名にアンケート 回収 432 通 回収率 63%
- ・調査回答農地 949 千m²のうち、生産緑地 123 千m²(13%)、市街化区域内農地（生産緑地を除く）40 千m²(4%)、市街化調整区域内農地 786 千m²(83%)。また、接道無し農地は 25%。
- ・作付は主に米(63%)。所有耕作が 749 千m²(79%)で、貸出は 117 千m²(12%)のみ。

(2) 主な論点

1. 調査地域全体に農業従事者の高齢化が進んでいる。

- ・農業従事者の高齢化が進んでいる。60歳以上 80.8%

2. 今の世代は農業を続ける意欲は強い。

- ・このまま耕作を続けると答えた回答者 297人 68.8%

3. 農業の継続に必要なことは、後継者の確保。

- ・農業の継続に必要なことは後継者と答えた回答者 284人 65.6%

- ・息子が農作業を手伝うのは 21.8% (アンケート分析より)

- ・農業をやめる理由に後継者がいないと答えた回答者 245人 56.7%

4. 相続等が進み、不在地主が増加の傾向。急速に都市周辺の小規模農家を支えてきた地域コミュニティの縮小が進み、後継者不足が加速化する恐れがある。

- ・不在地主が増加の傾向

　　地域外にお住まいの農家 今回(H25)149件、(H20) 111件

- ・地域内にお住いの農家の回収率(68.9%)は、地域外にお住いの農家の回収率(40.3%)より高く、農地の保全活用に関する意識は高いと思われる。

5. 農地を貸すには、公的団体を交えた契約、相続税納税猶予の継続が大切。

- ・農地を貸すには公的団体を交えた契約が大切と答えた回答者 218人 50.5%
- ・貸しても相続税納税猶予が継続される制度改正を求めた回答者 130人 30.0%

6. 生産緑地は減っていく。原因としては、後継者不足。

- ・生産緑地が減っていくと答えた回答者 162人 37.5%
- ・生産緑地が減っていくのは後継者がいないためと答えた回答者 243人 56.3%
- ・生産緑地制度の税制面の現行制度維持と答えた回答者 186人 43.1%
- ・生産緑地を貸し付けたまでの買取申出を求めた回答者 80人 18.5%
- ・生産緑地を貸し付けたまでの相続税納税猶予の継続を求めた回答者 108人 25.0%

7. 市民農園については、農地を貸すつもりはない、制度を知らないとの認識。

- ・農地を貸すつもりないと答えた回答者 154人 35.6%
- ・制度を知らないと答えた回答者 140人 32.4%

8. 市街化調整区域（農業振興地域）の農地について、基盤の整備(回答者 151人 35.0%)、税の現行維持(回答者 186人 43.1%)が課題。

3. 農地の現地調査

《① 農地の現地調査の概要》

(1) 調査の目的：農地を地域別に、耕作状況、基盤整備の状況、周りの都市化の状況等を調査し、農地の保全活用施策に反映する。

(2) 日 時： 平成 25 年 12 月 13 日

(3) 調査個所： 高槻市大冠地区・五領地区の農地 15 箇所

(4) 調査者：
高槻東部緑豊かなまちづくり検討会 会長 小谷 正浩
副会長 長谷川 健
会計 梅村 安史

(5) 調査農地の選定の考え方：

市街化区域、市街化調整区域、農業振興地域から、ある程度農地として面積が広く集団化しているところを条件として、遊休化、市民農園、市街化区域周辺の大規模農地、調整区域の道路予定地など、検討会で農地の保全施策を検討する際、議論となる項目を想定し、関連する農地を選定した。

(6) 主な調査項目：

- ・区域（市街化区域 生産緑地 市街化調整区域 農業振興地域農用地区域）
- ・地目（水田 畑）
- ・基盤整備（農地の区画整理 道路整備）
- ・駅（JR 線 阪急線）からの距離
- ・周囲の状況（住宅、公共施設（学校・集出荷場） 鉄道敷 河川等）
- ・農地の接道の状況
- ・農地の用排水路の状況
- ・耕作の状況（遊休地の有無）
- ・市民農園の開設状況
- ・幹線道路予定
- ・転用の状況

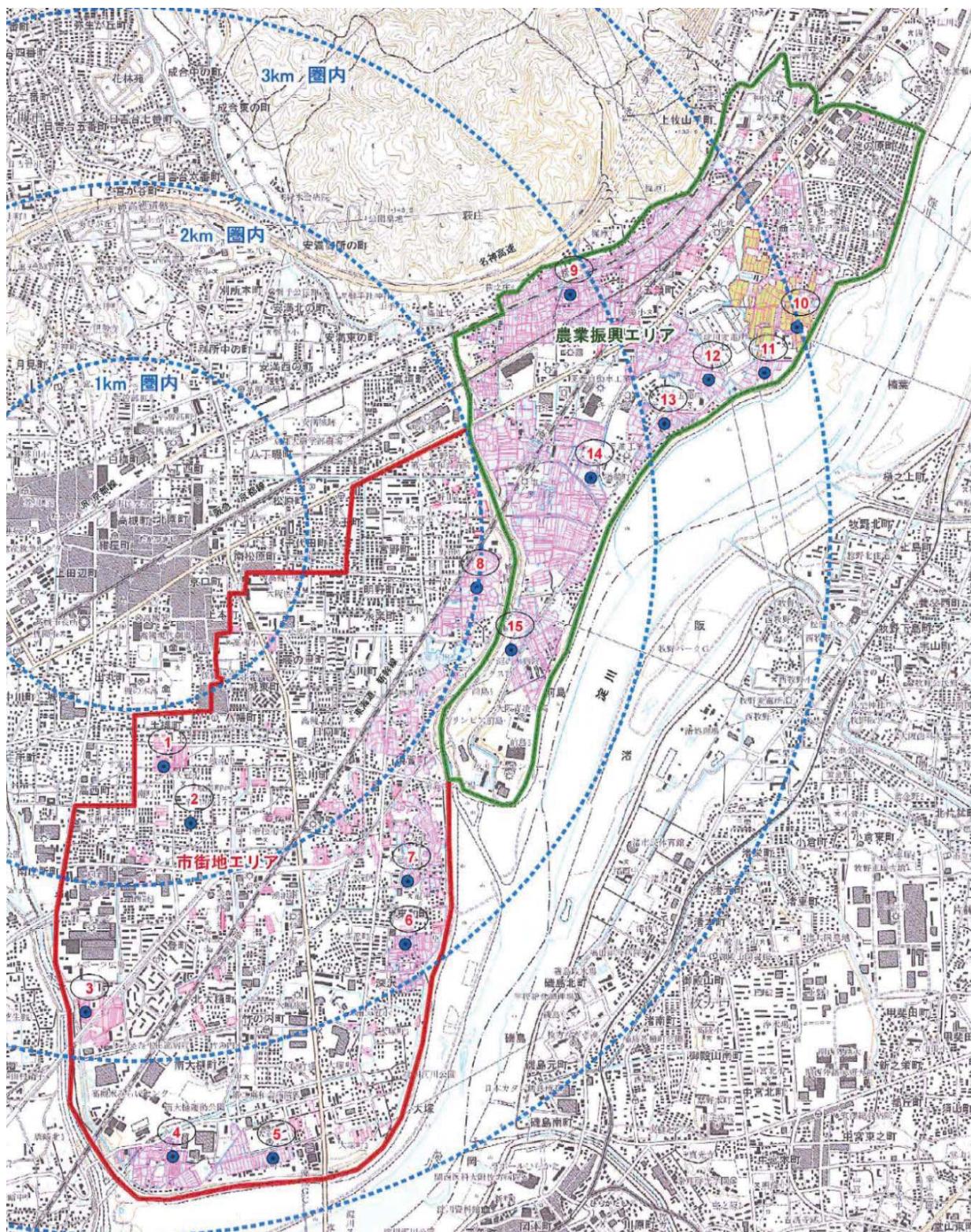
(7) 調査農地の特徴

- 番号 1 (大冠地区) 市街化区域内農地の遊休事例
- 番号 2 (") 市街化区域内農地の市民農園(体験型管理農園)活用事例
- 番号 3 (") 市街化区域内農地の未整備事例
- 番号 4 (") 市街化調整区域内農地の市民農園活用事例
- 番号 5 (") 市街化調整区域内農地の転用予定事例
- 番号 6 (") 市街化調整区域内農地の未整備事例
- 番号 7 (") 市街化調整区域内農地の未整備事例
- 番号 8 (") 市街化調整区域内農地の未整備事例
- 番号 9 (五領地区) 市街化調整区域内農地の未整備事例
- 番号 10 (") 市街化調整区域内農地(農業振興地域農用地)の未整備
事例
- 番号 11 (") 市街化調整区域内農地の未整備事例
- 番号 12 (") 市街化調整区域内農地の未整備事例
- 番号 13 (") 市街化調整区域内農地の未整備事例
- 番号 14 (") 市街化調整区域内農地の未整備事例
- 番号 15 (") 市街化調整区域内農地の未整備事例

(8) 調査農地の一覧

番号	区域		基盤整備	駅からの距離	周囲状況	市民農園	道路予定
1	市街化	水田	未施工	1.0 (km)	住宅密集		
2	生産緑地	畠	"	1.5	"	体験	
3	市街化	水田・畠	"	3.5	道路・河川		
4	調整	水田・畠	"	4.0	住宅・河川	○	
5	"	水田	"	4.5	施設・河川		
6	"	水田・畠	"	3.5	住宅・河川		
7	"	水田	"	3.0	住宅		
8	"	水田・畠	"	2.0	住宅・鉄道	○	
9	"	水田・畠	"	2.5	鉄道	○	建設中
10	農振農用地	水田	"	4.5	道路・河川		予定
11	調整	水田・畠	"	4.5	施設・河川		
12	"	水田	"	4.0	施設・河川	福祉	
13	"	水田	"	4.0	住宅		
14	"	水田	"	4.0	鉄道・河川		予定
15	"	水田・畠	"	4.5	河川		

(9) 調査箇所図



《② 農地の調査結果の主な論点(検討会での議論を踏まえて)》

1. 農地の現況は、全ての地区で、ほ場整備(農地の区画整理)が未施工で、農道も計画的に整備されたものではない。
2. 調査農地は、ほとんど全てが水田である。高槻東部は粘土質の農地であり、畑作には向かず、稲作に向いている。
米を学校給食など市民生活に活用する施策が必要。
3. 市街地の中心の駅から近い未整備の調整区域の農地の活用方策、例えば市民農園としての活用を考えるべき。周りは住宅で需要もある。(調査農地のうち、5箇所で市民農園開設。うち1箇所は、体験型管理農園。)
4. 市街化区域内農地を、農地本来の農業生産の場、市民との交流の場として、都市計画に位置づけることを検討すべき。(今回調査の市街化区域内農地は、第二種中高層住居専用地域、準工業地域にあり、都市の緑地として、農地を都市計画に位置付けの議論有り)
5. 市街化調整区域の農地は、道路建設が進み、周りの状況が一変している。道路などの開発計画から離れた農地の基盤整備が第一。(今回調査の調整区域農地のうち、3箇所が道路建設予定。うち1箇所で、工事中)

4. 検討会の実施

《① 検討会の実施状況（第1回～第5回）》

●第1回 高槻東部緑豊かなまちづくり検討会

日 時：平成25年7月4日（木） 午後2時00分～

場 所：高槻市役所 本庁2階 全員協議室

出席者数： 21名

○議題：

1. 検討会の設置経過について

- ・検討会の設置経過
- ・集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査の概要

2. 検討会運営に関する事項について

- ・規約の決定、構成員及び役員員決定（会長、副会長、会計、会計監事）
- ・事務局の決定、予算の決定

3. 集約型都市形成のための計画的な緑地環境形成実証調査の進め方

- ・全体調査内容の決定、全体スケジュールの決定
- ・国土交通省都市計画課現地調査（6月20日）の報告

4. 農地の保全活用に関する意向調査の検討

- ・意向調査（アンケート）の概要
- ・アンケート案の検討
- ・アンケート案に対する国土交通省の意見

5. 検討会での議論

（意見）アンケートについて、少子高齢化を

クローズアップさせたい。

その辺のデータ処理が必要。

（意見）相続税納税猶予を受けている農地について、データとして把握したい。

（意見）市民農園の貸付先を具体的に聞いたらどうか。

（意見）生産緑地について、現状のままで良いという表現ではどうか。

（意見）農地を道路用地に分けることになる。公共事業に売却と言う選択肢は。



(意見) 農業の継続の見通しについて例えば10年後を想定としたらわかりやすい。

(意見) アンケートは無記名が良い。

(意見) アンケートは、みんながわかりやすい文章で。

(意見) アンケートの主旨をわかりやすく説明する機会があるのが一番。

●第2回 高槻東部緑豊かなまちづくり検討会

日 時：平成25年10月28日（月） 午後2時00分～

場 所：高槻市大冠地区及び五領地区視察

高槻市東部土地改良区事務所

出席者数： 19名

○議題：

1, 検討会構成員の追加

（大阪府都市整備部総合計画課）

2, 農地保全活用に対する意向調査（アンケート）報告

① アンケート内容

② アンケート回答結果

③ アンケート分析

④ アンケート回答その他の意見

⑤ 高槻東部の農地のあり方について

3, 地域に導入できる施策検討

① アンケート結果から見た問題点（素案）

② 農地保全策検討手順（素案）

4, 検討会での議論

（意見）アンケートの集計方法は、回答者432名に対する割合で計算してほしい。無回答を把握することにより、何が重要かわかる。

（意見）地区外で、郵送回答の方の回答率が悪かった。

（意見）回収率の63%は、かなり良い数字。今後に生かしてほしい。

（意見）アンケートで、後継者の問題がはっきり出ている。課題として考えるべき。

（意見）後継者の問題は、小規模農家が特に課題。人手が少ない。

（意見）耕作を続けるという人が半分以上。意外な結果と思う。

（意見）どんなまちづくりがいいのかということを考えないと、今後の議論が難しい。



●第3回 高槻東部緑豊かなまちづくり検討会

日 時：平成26年1月23日（木） 午後1時30分～

場 所：高槻市役所 本庁3階 第4会議室

出席者数： 18名

○議題：

- 1, 第2回高槻東部緑豊かなまちづくり検討会の報告
- 2, 平成25年11月25日（木）国土交通省評価委員現地視察の報告
- 3, 平成25年12月5日（月）農林水産省農村振興局都市農村交流課

意見交換会の報告

- 4, 平成25年12月13日（金）現地調査の報告

- 5, 検討会での議論

（意見）農地の現況をみると、道路が未整備、水路の維持管理も問題。

（意見）都市農業の振興には、直売所などには、畠作も必要。

（意見）高槻東部は土質の関係から、畠作が難しい。

（意見）駅に近い調整区域の農地は、市民農園など、ゾーン化できないか。

（意見）市街化区域の中の農地も生産の場であると、都市計画で位置づけできないか。

（意見）まちの農地は、市民農園の体験型管理農園とか、学習農園、福祉の農園などの利用も考えるべき。

（意見）市民農園は、利用者が利用しやすいようきっちりと整備すべき。

（意見）市街化調整区域は、農地の貸し借りで利用権設定が大切。

（意見）生産緑地を人に設定するのではなく、生産農地が農空間として守られるのであれば、税制も含めて制度改正を。

（意見）生産緑地も、市街化調整区域も誰でも耕作できることが大切。

（意見）市街化調整区域、農業振興地域は、農地を生産の場として基盤を整備して残すべき。

（意見）地域でみんなで、農業をどうしていくのか話し合いが大切。



(意見) 市街化区域の緑地を考える中で、農地をカウントする方策はないのか。

(意見) 税制について、農業的土地利用をする場合の税金を、どの農地でもみんな同じになるようになんとかしてほしい。それがないと前に進まない。

●第4回 高槻東部緑豊かなまちづくり検討会

日 時：平成26年2月6日（木） 午後1時30分～

場 所：高槻市役所 新館604会議室

出席者数： 16名

○議題：

1. 高槻東部地区農地保全活用施策の素案

- ・素案の概略
- ・基本的な考え方
- ・農地保全策として3つの柱を構築
- ・施策を進める仕組みづくり
- ・地域別に農地保全施策を推進

市街化区域（大冠地区）

市街化調整区域・農業振興地域（五領地区）

- ・国に要望すべき事項
- ・今後の取組

2. 調査報告

- ・市民農園をめぐる新しい動き
- ・農地を貸すことの新しい動き
- ・ほ場整備の新しい取組



3. 検討会での議論

（意見）地域をみんなで守っていこうとする動きに、支援をしていきたい。

（意見）地元で取り組みを行うのが、今後一番大切なところ。

（意見）どういう思いで地域に入っていくかが難しい。

（意見）机の上の話だけでなく、農家と手に手を取って地元で話をしてほしい。

（意見）行政の文章は難しい。もっと簡単に。

（意見）小人数（5～6人）のグループ活動でスタートし、それを広げていくこと。

（意見）市街化区域の中の農地は、保全すべき農地を選別すべき。

（意見）生産緑地は、都市住民との交流で保全していくのが大切。

(意見) 生産緑地は生産の場であり、作物が売れる仕組みづくりを検討すべき。

(意見) 平地の農地は、農業が根本的に成り立たないという扱い手不足とは違う。

(意見) 農家に対する情報提供の視点もいるのでは。

(意見) この検討会の最終目標は、地域ごとに話し合いの場を作ることに尽きると思う。

(意見) 農村地域の計画は、地元から盛り上がるのが大切。地元も、良く勉強すると地域が良くなる。

●第5回 高槻東部緑豊かなまちづくり検討会

日 時：平成26年2月20日（木） 午後3時30分～

場 所：高槻市役所 新館604会議室

出席者数： 20名

○議題：

1. 高槻東部地区農地保全活用施策素案の決定

- ・ 基本的な考え方
- ・ 農地保全策として3つの柱を構築
- ・ 施策を進める仕組みづくり
- ・ 地域別に農地保全施策を推進

市街化区域（大冠地区）

市街化調整区域・農業振興地域

（五領地区）

2. 今後の取組方向の決定

3. 国土交通省への報告書類

4. 検討会での議論



（意見）話し合いからスタートするのは良いが、どうなふうにはじめるのか、誰がリーダーシップをとるのかを、イメージを持たないと、絵に描いた餅。

（意見）地元主体と言ってもとっかかりは行政。

（意見）基盤整備など、地域農業をどうしていくか、基礎的な部分については、行政からの提案もほしい。

（意見）農地も、都市にあってしかるべき土地利用と議論されていることを明記してほしい。

（意見）都市農業の持続性の確保が難しいが、農地を生産の場として、きっちり認めてもらうため、お互い、役割分担で努力。

（意見）農地の選別は、保全するために選別するのが大切。

（意見）都市農地の、キーワードは、市民との交流。

(意見) 都市農地の課題は、耕作者が限定されてしまうこと。

(意見) この検討会の案を、早く地元に知らせるべき。

(意見) 農地だけでなく、国土をどう守っていくかの問題。

《② 検討会での議論総括》

○議論の結果、以下3つの柱が整理された。

第1の柱

- ・都市農地が「生産の場」として市民に認識してもらっていない。市民の交流が少ない。
- ・市街化区域農地(生産緑地)は、耕作者が土地所有者に限られる等、農業の持続性確保が厳しい。
- ・農地の保全施策の推進にあたっては、保全すべき農地と、そうでない農地を選別する取組も大切。



- 農家個人一人一人に農業を頑張っていただく施策を考える。

第2の柱

- ・生産緑地も、市街化調整区域も、貸し借りを認め、誰でも耕作できることが大切。
- ・都市農地特有の担い手不足事情がある(農業が根本的に成り立たないという担い手不足でない)。



- 市民、企業、NPOなどいろいろな立場の人に農地保全に参加していただく施策を考える。

第3の柱

- 市街化調整区域の農地保全施策を実施する上で、接道、水の確保など基盤整備が不可欠。

5. 高槻東部地区農地保全活用施策 素案

《① 高槻東部地区農地保全活用施策 素案概要》

【素案作成の目的】

高槻東部地区で、農地の保全活用を図り、農地を活用した「緑豊かなまちづくり」を推進するため、検討会の議論を踏まえ、「高槻東部地区農地保全活用施策素案」を作成する。

【素案の位置づけ】

素案は、検討会メンバーによる検討会の議論を踏まえ、検討会として合意作成するものとする。

【高槻東部地区農地保全活用施策の基本的な考え方】

都市農地を、都市の緑豊かな環境を守り、新鮮で安全・安心な農産物を提供するとともに、防災空間として市民の安全を守る、「暮らしの公共財」として、保全。

【農地保全策として3つの柱を構築】

- 都市農業を振興する施策
- 農家の高齢化を踏まえた、幅広く担い手を確保する施策
- 都市農地の生産性を高める基盤整備の施策

【施策を進める仕組みづくり】

- 地域の農家みんなで話し合い、農地保全活用施策を決定
- 地域ごとに、農地の保全活用計画・基盤整備計画をプラン化
- 計画づくりを進める場として、地域住民を主体とした「農空間保全協議会」を地域で設置

【地域別に農地保全施策を推進】

市街化区域(大冠地区)

- 都市農地を維持する生産緑地を確保
- 都市農地(生産緑地)の生産を振興する施策を実施
- 都市農地の多面的機能を市民に知ってもらう施策を実施

市街化調整区域・農業振興地域(五領地区)

- 都市農地の生産性を高める基盤整備の施策を重点的に実施
- 都市農地の生産を振興する施策を実施
- 幅広く担い手を確保する施策を実施
- 都市農業を市民に知ってもらう施策を実施

【国に要望すべき事項】

生産緑地での農地貸借の促進（平成25年度大阪府農業委員大会決議より）

【今後の取り組み】

- 農地保全活用施策素案を農家に周知
- モデル集落の中で話し合いをスタート
- みんなの話し合いによる農地利用計画・基盤整備計画の策定
- みんなでできる共同活動への取組
- 市民向けセミナーの開催

《② 高槻東部地区農地保全活用施策 素案》

【素案作成の目的】

高槻東部地区で、農地の保全活用を図り、農地を活用した「緑豊かなまちづくり」を推進するため、検討会の議論を踏まえ、「高槻東部地区農地保全活用施策素案」を作成する。

【素案の位置づけ】

素案は、検討会メンバーによる検討会の議論を踏まえ、検討会として合意作成するものとする。

【地域の概要】

高槻市は、大阪平野の北東部にあって、京都と大阪の中間に位置し、平成15年に中核市に移行、人口35万6千人の街である。

高槻東部地区は、JR東海道線と淀川に挟まれた平野部であり、近代工場、住宅が立ち並ぶ、市の中心の市街地エリアと、市の東部、田園風景が残る農業振興エリアで構成されている。

- ・市街地エリア農地 63ha
生産緑地+宅地化農地 25ha 市街化調整区域農地 38ha
- ・農業振興エリア農地 103ha
生産緑地等 8ha 農業振興地域農用地 13ha 市街化調整区域農地 82ha

【農地保全活用施策を検討する背景】

市街地エリア（大冠地区）は、市街化区域が主であり、昭和40年代から工場誘致が進み、駅勢圏2km前後の農地が人口急増により住宅地に代わったが、住宅地も、現在少子高齢化が進んでいる。

生産緑地等の農地についても、農業基盤の弱さと後継者問題から農地の維持に汲々としている。

農業振興エリア（五領地区）は、市街化調整区域（農業振興地域）が主であり、農家の高齢化と後継者問題が目立つようになり、道路接続が無い農地については、その傾向が強い。

その中で当地区においては、第2名神自動車道など新設幹線道路3路線の整備が決定され、この農業振興地域が分断されることから、土地所有者は営農に関して、戸惑いが見受けられる。

【高槻東部地区農地保全活用施策の基本的な考え方】

都市農地を、都市の緑豊かな環境を守り、新鮮で安全・安心な農産物を提供するとともに、防災空間として市民の安全を守る、「暮らしの公共財」として、保全。

【議論のベースとなる法律】

- (1) 都市計画法
- (2) 生産緑地法
- (3) 市民農園法
- (4) 農地法
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）
- (6) 特定農地貸付法

【農地保全策として3つの柱を構築】

●（第1の柱）都市農業を振興する施策

（検討会の議論）

- ・都市農地が「生産の場」として、市民に認識してもらっていない。市民との交流が少ない。
- ・市街化区域の農地は、生産緑地は耕作者が土地所有者に限られる等、農業の持続性の確保が厳しい。
- ・国の諸施策の根底に、市街化区域の農地は生産の場ではなく、早く宅地化すべき土地であるとの考えが、従来あったが、近年は、農地も都市においてしかるべき土地利用であると議論されているところであり、保全すべき農地と、そうでない農地を選別する取り組みも大切。

（アンケート結果）

- ・農業の継続の見通しについて、耕作を続ける（69%が回答）。
- ・耕作を続けるには、後継者の確保（家族の次の世代が頑張ってほしい。）が一番（66%が回答）。
- ・農業をやめると考えられるのは、後継者がいない（57%が回答）。 経営が赤字で、資金の持ち出しも限界（26%が回答）。

（施策の基本的考え方）

- ・農家個人一人一人に農業を頑張っていただく施策
 - 1. 直売所の新設 公共施設の活用（市役所前広場など）
 - 2. 学校給食の地場産活用

「学校給食高槻産農産物の日」

使用される給食用食材の中で、米（ヒノヒカリ）、たまねぎ、じゃがいも、干ししいたけについて、市内41すべての小学校に地元高槻産の農産物を供給する。

給食という子供たちにとって身近な食を通じて、地元の農業を身近に感じてもらうことにより、農業に対する理解や関心を深めることを目的とする。

<実施日>

7月3日（火）

<対象>

市内41小学校

<高槻産供給量・給食献立>

供給量

	米（ヒノヒカリ）	たまねぎ	じゃがいも	干ししいたけ
7月3日（火）	1,673kg	573.7kg	573.7kg	10.65kg

献 立

- ごはん、はものてりやき、煮びたし、みそ汁、牛乳

<試食会の開催予定>

実施予定小学校： 上牧小学校

場 所： 多目的室

日 時： 7月3日（火） 給食の時間

参 加 予 定 者： 上牧小学校児童・校長・教頭・教諭・栄養教諭、
農業者、JAたかつき、大阪府、市関係者

高槻市内の学校給食用の食材に高槻の農家が提供した数量

平成24年度までの出荷について

① 平成24年度の出荷数量

	24年度								(kg)
	4月	5月	6月	7月	9月	12月	1月	2月	
ジャガイモ	—	—	518.1	690.8	40.4	—	—	—	1,249.3
タマネギ	270.1	4,378.6	2441.6	1,779.3	33.2	—	—	—	8,902.8
シイタケ	—	—	—	10.57	—	—	—	—	10.57
ダイコン	—	—	—	—	—	336.5	126.2	—	462.7
ニンジン	—	—	—	—	—	75.3	168.3	—	243.6
トマト	—	—	—	—	—	—	—	—	0

② 出荷数量の推移

年度	ジャガイモ	タマネギ	シイタケ	ダイコン	ニンジン	タケノコ	トマト	計
14	542	967	—	—	—	—	—	1,509
15	443	1,454	—	—	—	—	—	1,897
16	2,185	2,287	—	—	—	—	—	4,472
17	1,203	2,684	—	—	—	—	—	3,887
18	1,761	4,129	—	—	—	—	—	5,890
19	2,964	9,143	11	480	323	—	—	12,920
20	2,023	8,007	7	942	465	159	—	11,602
21	2,451	8,644	11	579	146	167	456	12,454
22	692	4,574	7	752	167	175	—	6,367
23	1,534	9,722	11	908	377	—	95	12,647
24	1,249	8,903	11	463	244	—	—	10,870
計	17,046	60,512	57	4,124	1,722	502	551	84,513

※米は、JA高槻が高槻産米として、総使用量の約8割を提供



高槻市立 上牧小学校

3. 特産品の開発

- ・都市農地の特産品 高槻のトマト 八尾のえだまめ 若ごぼう
- ・地域として特産品を考える。
- ・素材で何を栽培して、何を加工して、どこで売るのか。
- ・婦人会の頑張り
- ・地域の食品産業との連携

4. サポーターの確保

●（第2の柱）農家の高齢化を踏まえた、幅広く担い手を確保する施策

（検討会の議論）

- ・生産緑地も、市街化調整区域（農業振興地域）も、貸し借りを認め、誰でも耕作できることが大切。
- ・都市農地独特の担い手不足事情がある（息子がしない。農業がしんどい。農地を売ってしまいたい。隣の人が手伝ってくれる。）農業が根本的に成り立たないという担い手不足ではない。利用権設定の数が増えている。一つの解決策。

（アンケート結果）

- ・農業の継続の見通しについて、農地を貸す（17%が回答）。
- ・農地を貸すには、安心して公的団体を交えた契約が大切（50%が回答）。相続税納税猶予を受けている（36%）。相続税納税猶予が適用されている農地を貸しても、引き続き猶予が継続されるよう、制度改正されること（30%が回答）。相続のため農地を売却（28%）。
- ・生産緑地についてこれから減っていく（38%が回答）。生産緑地が減るのは後継者がいないから（56%が回答）。生産緑地制度に望むこと 税制面（固定資産税相続税）の現行制度を維持してほしい（43%が回答）。生産緑地を貸しつけたままでも、相続税納税猶予が維持できるようにしてほしい（25%が回答）。
- ・市民農園として農地を貸さない（36%）。貸さないのは整備する費用の自己負担が大きいから（7%）。市民農園の制度を知らない（32%）。

（施策の基本的考え方）

市民、企業、NPOなどいろいろな立場の人に農地保全に参加していただく施策

1. 市民農園を広げる施策

参考：市民農園をめぐる新しい動き

検討会による調査報告

- ・現在の市民農園開設状況(H25. 3. 31現在 府農政室調べ)

府内全体 489 箇所 714,359 m²

そのうち特定農地貸付法に基づく市民農園 195 箇所 245,366 m²

市民農園整備促進法に基づく市民農園 18 箇所 145,077 m²

その他は、農園利用方式 : 高槻市 78 箇所 83,081 m² 全て農園利用方式

- ・平成 17 年の特定農地貸付法の改正で、市民農園開設主体が、農地所有者、JA、地方自治体に加え、農地を所有していない NPO や企業等に拡大された。

資料 特定農地貸付法のしくみ(開設主体別)参照 3 のパターンが法改正された部分。

- ・いずれのパターンも相続税納税猶予はダメというデメリットがあるが、開設主体が地元の任意の協議会組織でも、土地改良区でも開設することができる。

市街化区域(生産緑地)でも開設 OK。

- ・今まででは、市民農園は、農園利用方式、すなわち、農家の単なる土地貸しが主流であった。市民農園に新しい動きがみられる。

・(動きその1)自治体や JA が従来農園利用方式の市民農園として開設してきた「市民農園」を、特定農地貸付法に基づく市民農園に切り替える動きがある。パターン3に切り替える動き。JA 自ら特定農地貸付法による貸付主体となったり、株式会社、NPO の開設主体に切り替える動き。コンプライアンスの問題を意識していると思われる。

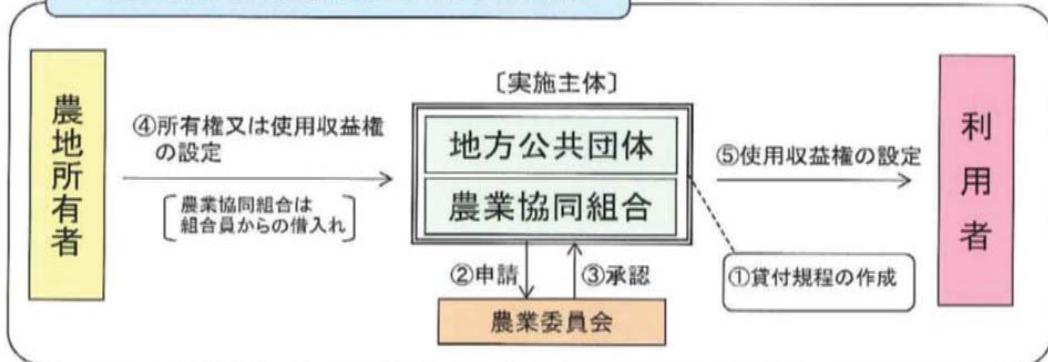
・(動きその2)利用者のニーズに変化が生まれ、それに対応した市民農園開設の動きがある。耕し方を知らないから教えてほしい。指導してほしいというニーズ。株式会社ヤンマーの大阪北部地域における開設事例。農園利用方式。大阪北部コミュニティカレッジ。2年コースで、専門家の指導のもと、野菜作りのイロハから応用まで、学び、実習、調理まで。さらに地域の歴史の勉強も行うなど多様な活動を行っている。都市住民が参加する新しい農業の形ができつつある。

・(動きその3)開設者も、農園を運用するにあたり、障がい者、高齢者、就労困難者等とのコラボレーションを検討する等、開設者の雇用のニーズも新たに生まれている。

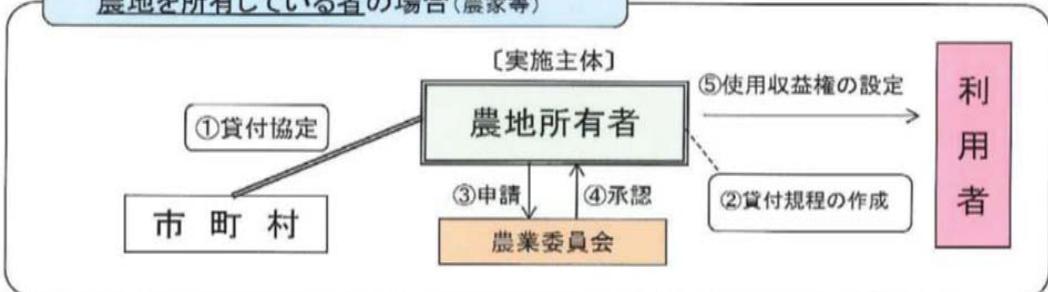
・国の新しい施策により、農地保有合理化法人が、農地中間管理機構に移行するが、特定農地貸付法の仕組みは存続。

特定農地貸付法のしくみ(開設主体別)

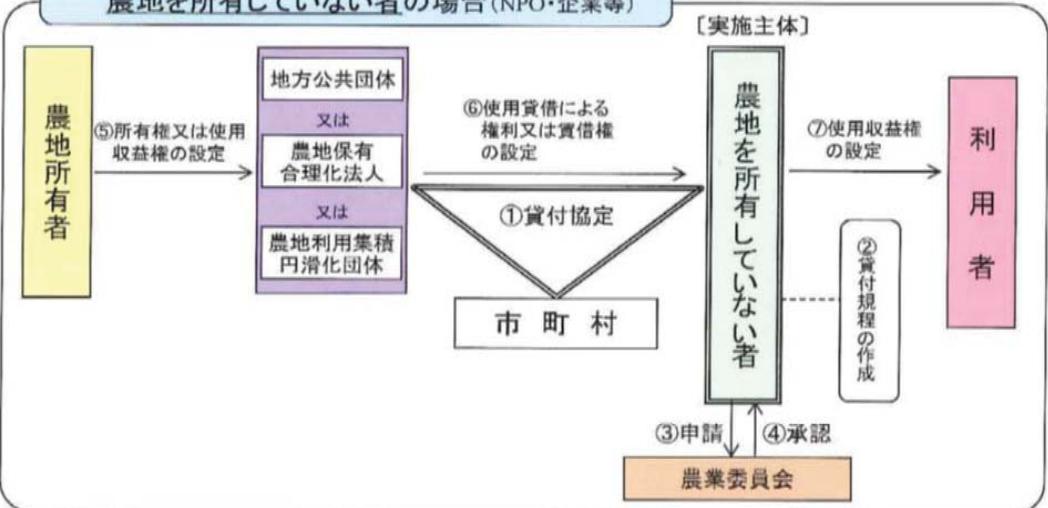
1 地方公共団体及び農業協同組合の場合



2 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有している者の場合(農家等)



3 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有していない者の場合(NPO・企業等)



2. 受委託を進める施策 JA

3. 農地を企業、NPOに貸す施策

検討会による調査報告 農地を貸すことの新しい動き

・資料 大阪府みどり公社が農地の貸し借りに関与している事例一覧

府内において、とくに、農地保有合理化法人(府みどり公社、JA 高槻)が農地の貸借・売買等の農地保有合理化事業を進め、企業、NPO などへの農地の利用集積を行ってきた。その事例を紹介し、多様な動機に基づく、農業参入の状況を紹介する。・農業と福祉の連携が、進んでいる。

事例1：全国初の特例子会社としての農業参入。野菜の水耕栽培。農地は購入。量販店等に販売。

事例2：全国2例目として、農地の20年貸借で農業参入。野菜の水耕栽培。量販店、社内食堂へ販売。

事例4：事例1と連携。特例子会社と就労継続支援 A 型事業所のネットワークを形成。農地は20年の借地。販売は事例1と連携。

・多様な動機での農業参入が増えている。食品残渣のたい肥化。食品リサイクル法で49%以上のリサイクル率が義務づけられた。事例5のいすみ市民生活協同組合は、食品リサイクルループの完成という観点からの農業参入で、10ha の露地栽培をめざし、現在4ha の農地を確保して、努力している。

・府内での農地取得・貸し借りの一例として、フリーズドライ食品製造大手が自社でネギの水耕栽培を本格参入したいと考え、府内で北摂を中心に場所を検討している。4,000 m²。

・国の新規制度により、農地保有合理化法人から農地中間管理機構へ、制度が変更となる。平成 26 年 4 月から農地保有合理化法人が廃止され、農地中間管理機構へ衣替えとなる。

・国の農政は、農地の所有から利用へ軸足を変える。

・農地中間管理機構が、遊休農地、遊休化する恐れのある農地を借り受け、整備して、集積してできるだけ長期に利用者に貸し出す。

・貸し出す際に借り手は公募、農地の利用計画を農地中間管理機構で作成、知事が認可。

・借り手に貸し付けるまで、農地は農地中間管理機構が管理。

・府みどり公社は 7 月 1 日から農地中間管理機構へ移行予定。

・企業は、自ら農地を確保するばかりではなく、農家はパートナーであり、協力農家に生産していただくという考え方のもと、農業参入している例も増えている。セブン&アイホールディングスは、株式会社を農家と設立し、農業生産法人を現在全国で9つ運営。

・阪急泉南グリーンファームは、泉南で培ったノウハウを活かし、売り上げ 10 億をめざし、全国で協力農家による事業を展開。

みどり公社が農地の貸し借りに関与している事例一覧（事例 10 は JA 高槻が関与）

大阪府みどり公社が農地の貸し借りに関与している事例一覧(事例10は、JA高槻が関与)

4. 利用権設定の推進（農業経営基盤強化促進法）

参考：高槻市における利用権設定面積	
平成16年	14.8ha
平成23年	16.4ha
平成24年	18.5ha

●（第3の柱）都市農地の生産性を高める基盤整備の施策

（検討会の議論）

- ・とくに、市街化調整区域の農地の保全施策を実施する上で、接道、水の確保など整備が不可欠。

（アンケート結果）

- ・農業振興地域に望まれること 接道や、水路のパイプライン化等、基盤を整備してほしい（35%が回答）。

1. 農業が持続できる基盤整備の実施

- ・ほ場整備
- ・農道の整備—接道の確保が農地保全に不可欠
- ・パイプラインの整備—用水の合理的確保、女性労働力の活用 高齢農家への配慮

【施策を進める仕組みづくり】

- 地域の農家みんなで話し合い、情報収集を行い、農地保全活用策を決定、実施することが原則。
- 地域ごとに、農業の担い手を幅広く確保することを話し合い。(共同作業 作業委託集落営農 利用権設定 農地を企業等に貸す、市民農園など)
- 地域ごとに、農家一人一人の農業経営の考え方を踏まえて農地の保全活用計画基盤整備計画を「農空間づくりプラン」としてプラン化。
- 「農空間保全協議会」を地域で設置。

【地域別に農地保全施策を推進】

市街化区域(大冠地区)

(地域の農地保全の考え方) 市民と近接しているという、市街化区域の農地の特徴を活かし、多様な市民のニーズに合った、農家、市民、企業などみんなが参加する農業を推進し、農地を保全。

●都市農地を維持する生産緑地を確保

1. 生産緑地が農地として持続できる税制面での条件整備を国に提案。
2. 生産緑地と、周辺農地で、農業が持続できる小規模な基盤整備を実施
3. 都市住民と交流を図ることにより、生産緑地を確保。
4. 生産緑地は生産の場であり、良いものを作れば売れる仕組みづくり。

●都市農地の生産を振興する施策を実施

1. 直売所の新設 公共施設の活用（市役所前広場など）

2. 学校給食の地場産活用

3. 特產品の開発

4. 農業サポーターの確保

- ・大阪府の制度である、準農家制度とのマッチング。市街化区域の農地は、都市住民が準農家として、取り組みやすい。
- ・大阪府が新たに創設した「準農家制度」は、農作物の販売意欲や一定水準の農業技術がある方を「準農家候補者」として登録し、これまで農業者の方々しか借りることができなかつた小規模な農地（※）を対象に、ご希望に沿ったものが確保でき次第、登録順に紹介するものです。

※小規模な農地

市民農園の規模（概ね3a程度）より大きく、各市町村が定めている自立した農業経営に最低限必要となる農地面積（概ね20から30a）未満の農地。

5. 民間による、市民が耕作する市民農園の開設

●都市農地の多面的機能を市民に知つてもらう施策を実施

1. 学校学習田の推進

参考：高槻市における学校学習田の取り組み状況

平成25年度 学校学習田				
		24年		
	学校名	人数	種類	圃場位置
1	高 槻 小	70	ひの米	高槻市藤の里町297-1
2	松 原 小	74	ひの米	
3	五 領 小	66	もち米	高槻市井尻1丁目138
4	上 牧 小	37	ひの米	高槻市上牧町4丁目408-1
5	大 冠 小	60	もち米	高槻市須賀町46-1
6	冠 小	56	ひの米	高槻市大冠町2丁目124-1
		147	サツマイモ	高槻市深沢本町400-1
7	桜 台 小	76	ひの米	高槻市芝生町2丁目56-1
8	西 大 冠 小	217	さつまいも・たまねぎ	高槻市城南町3丁目32-1
		150	もち米	高槻市城南町2丁目1471
9	若 松 小	33	もち米	"
10	竹の内小	102	ひの米	高槻市番田1丁目90-1
		104	ジャガイモ	"
11	南 大 冠 小	96	ひの米	高槻市深沢本町244
12	北 大 冠 小	97	ひの米	高槻市東天川1丁目612
計 12校				

※高槻東部土地改良区管内の小学校 12校が全校実施

2. 農地の防災避難地域としての活用

3. 農地を市民に楽しんでもらう運動を展開

市街化調整区域・農業振興地域(五領地区)

(地域の農地保全の考え方)農業を持続して行うよう、基盤を整備し、農地を保全。

●都市農地の生産性を高める基盤整備の施策を重点的に実施

- 1.農業を持続して行う地域を定め、農振法に基づく農用地区域を新たに設定
- 2.接道の確保、パイプラインの整備、土地の権利調整を一体的に実施するほ場整備事業を実施。
- 3.農道の整備、拡幅(3m幅員を確保 用地は個人地の出し合い 所有権はそのまま畔の改良程度の出し合い)を行い、未接道農地をゼロとする。
- 4.パイplineの整備、ゲートの電動化を行い、用水の合理的確保、女性労働力の活用 高齢農家への配慮を行う。

丘陵地区整備計画

➤ 学識・地権者代表と検討を重ね、丘陵地区を3つのエリアに区分して整備を行う。

○農整備エリア【34ha】

土地改良事業により、農業基盤整備を行う。

○都市整備エリア【47ha】

市街化区域に編入し、土地区画整理事業により業務地等の造成を行う。

○自然保全エリア【73ha】

地形が急峻であるため基本的に造成は行わないが、主に体験農園などソフト的な農業施策を実施する。

その他 道の駅「愛彩ランド」（直売所）

丘陵地区の目指すまちづくり



●都市農地の生産を振興する施策を実施

1. 学校給食の地場産活用
2. 特產品の開発
3. サポーターの確保

●幅広く担い手を確保する施策を実施

1. 民間による、市民が耕作する市民農園の開設
2. 受委託を進める施策
3. 農地を企業、NPOに貸す施策
4. 集落営農
 - ・高槻東部地区内で機械の共同購入の地区がある。実行組合で作業部会をつくり、共同で機械化、順番に機械を利用している例あり。
 - ・府内の他の集落でも、機械の共同化を勉強している例あり。
 - ・獣害柵の設置から、集落の共同活動に取り組んでいる府内の地域もある。

●都市農業を市民に知ってもらう施策を実施

1. 農業・農地を市民に楽しんでもらう運動を展開

【国に要望すべき事項】

生産緑地での農地貸借の促進（平成 25 年度大阪府農業委員大会決議より）

生産緑地地区への農業経営基盤強化促進法を適用するとともに、相続税納税猶予制度の特例適用農地であっても基盤強化法や特定農地貸付法による貸借で税額確定とならないよう措置し、生産緑地が引き続き保全されるよう条件整備を行うこと。

【今後の取り組み】

●農地保全活用施策素案を農家に周知

検討会でまとめた高槻東部地区の農地保全に関するアンケート結果、農地保全策、今後の取り組み方向を、土地改良区組合員にわかりやすく周知する取り組みを実施。

- ・総代会で説明

- ・アンケートに協力いただいた実行組合に説明

- ・組合員に説明 土地改良区広報で説明

農家の方一人一人に、農業施策等を具体的に情報提供する取り組みを実施。

●モデル集落のなかで話し合いをスタート

大冠地区、五領地区でモデル集落(地区)を選定し、「農空間保全協議会」を設置し地域みんなで農地のありかたについて、話し合いをはじめる。検討会でまとめた素案は話し合いの出発点。

●みんなの話し合いによる、農地保全活用計画・基盤整備計画の策定

平成27年度末を目指し、「協議会」で具体的にどうしていくのか、誰がなにを作るのか、農地の保全活用計画・基盤整備計画を「〇〇地区農空間づくりプラン」として取りまとめる。

- ・高槻の遊休農地も、100余りある実行組合が10地区ごとに集まり、話し合いからスタートし、現地確認、解決の具体策などを話し合い、平成22年から半減した。地域のコミュニケーション、そして、地域の情報共有が大切。

・高槻市における遊休農地面積

- 平成22年 25.2ha

- 平成23年 24.0ha

- 平成24年 12.3ha

- ・コミュニケーションを進めるには、先進地視察など、地域のまとまった行動も大切。

都市計画道路十三高槻線沿道まちづくりの取組について【事例紹介】

1 沿道まちづくりの目的

幹線道路が整備されると、周辺地区の交通利便性が向上するなどのメリットがあります。一方で、道路沿道の生活環境や営農環境を損なう望ましくない土地利用になることで地域の魅力が喪失しているところも見受けられます。

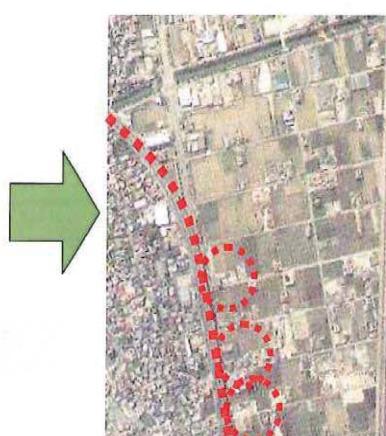
そのため、高槻市では、“沿道まちづくり”として、市・地元の方々がそれぞれの役割を担いながら、まずは農地所有者に対して、望ましくない土地利用への懸念があることを周知・啓発し、一定意識が醸成された上で、地区としてめざすべき土地利用の実現に向けた取組を進めることとしています。

なぜ、望ましくない土地利用になるのか

- 経済性・・・農地などは住宅地と比べて、地代が安いこと
- 環境面・・・周辺に住宅が無く、農地だけであれば、騒音や振動に対する苦情がでにくいこと
- 交通面・・・大きな幅員の道路に接道していれば、大型車が出入りしやすいこと



幹線道路整備前



幹線道路（国道バイパス+高速道路）整備後

望ましくない土地利用
になる

周辺の生活環境や営農
環境が悪化

2 沿道まちづくりの取組手順

STEP 1

市から、地元団体役員（自治会・実行組合など）に
対して、沿道まちづくりの必要性を情報提供



勉強会

STEP 2

地元団体役員レベルの勉強会の開催
(都市計画マスターplan、他地区の取組事例紹介など)

- ・地元の認識度やニーズに応じて
勉強会を開催
- ・中心的な役割を担ってもらう

STEP 3

自治会や実行組合の総会などにあわせて、
地区内関係者全員に対して勉強会を開催

- ・勉強会の内容を活動報告書として
自治会の回覧を通じて配布
(欠席者にも周知を図る)

STEP 4

まちづくりに向けた組織づくり
(地元団体役員+主要な地権者を中心に)

- ・沿道まちづくりを周知・啓発など、
目的を達成するための組織
- ・熱意のある方々が役員

STEP 5

地区内外へ向けての周知啓発
(ニュースレター、啓発看板、市のホームページなど)



啓発看板の設置

STEP 6

農地所有者への意向調査
(営農意向、後継者の有無、まちづくりへの参画度など)



現地視察

STEP 7

意向調査結果を踏まえた取組方針の決定
※個々のニーズ（営農希望など）を尊重

保全系の土地利用に向けた取組

都市的土地区画整理事業に向けた取組

※保全系・都市的土地区画整理事業を組み合わせた方針もあり

3 前島地区での取組

前島地区では、平成21年2月に自治会・実行組合から構成される「前島街づくり協議会」を発足されています。

活動方針としては、「住んで良かったと思われる安全で安心なまち、快適な街づくりを行う」とされており、最近では、周辺地区を対象にしたアンケート調査結果を踏まえ、農地保全に向けた取組を進めるべく勉強会を開催されています。

これまでの取組経過

年度	主な取組
平成22年度	まちづくりの事例勉強会、まち歩き、まちのマップづくり
平成23年度	先進地事例視察（寝屋川市高宮地区）、パンフレット作成 まちづくりのルールを示した看板の設置
平成24年度	営農に関するアンケート調査の実施
平成25年度	アンケート調査結果を踏まえ、農地保全に向けた勉強会



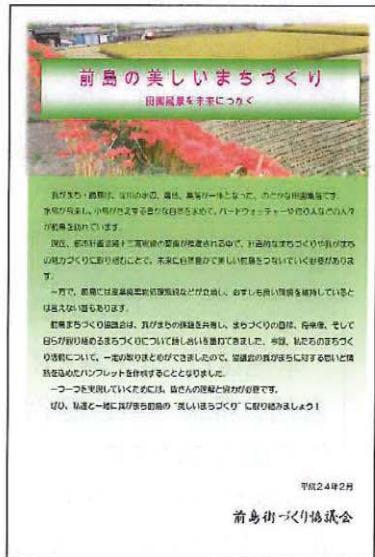
沿道まちづくりに関する勉強会



先進地事例視察



まち歩き



全自治会員に配布したパンフレット



まちづくりのルールを示した看板の設置と看板の内容

4 道鶴地区での取組

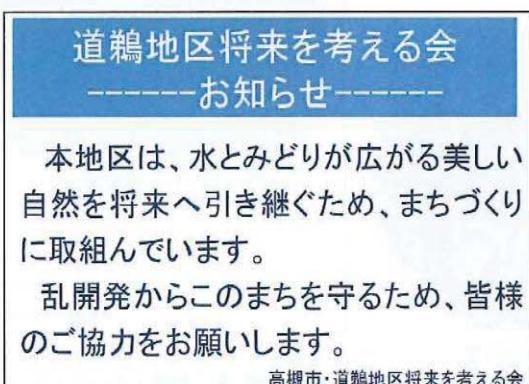
道鶴地区では、平成24年度当初に市より道鶴地区の自治会・実行組合に対して「沿道まちづくりの必要性」について情報提供しました。その後、地元では勉強会を3回開催され、今後の方針について一定整理されました。

その方針を踏まえ、平成25年4月には、自治会・実行組合・財産区より構成される「道鶴地区将来を考える会」を発足されました。

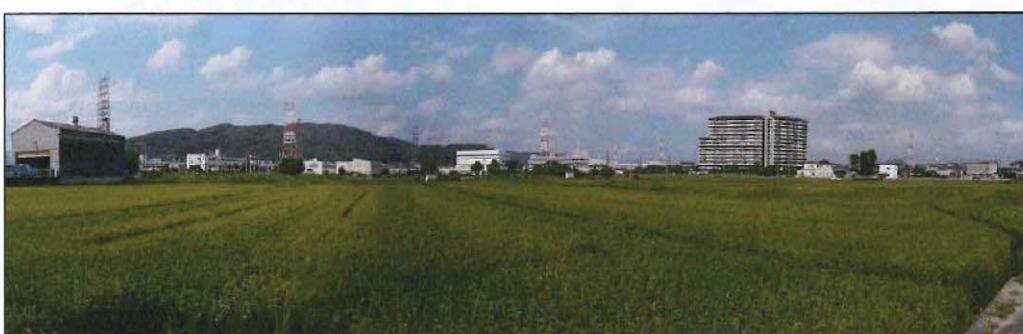
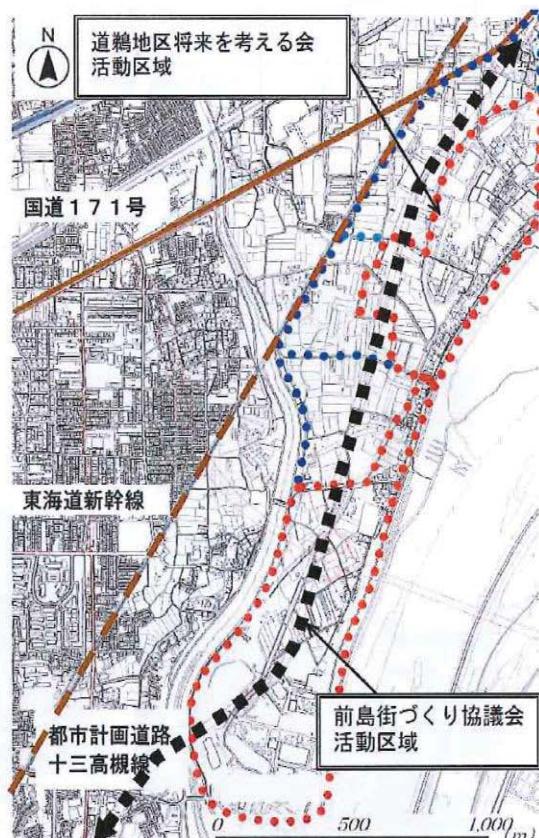
以降、勉強会の開催や、まちづくりの周知啓発に向けた看板作成に取り組まれています。なお、看板は東部土地改良区のご協力を得て、平成26年3月に設置する予定です。



勉強会



地区内外の方々に対して周知啓発活動に用いる看板



そんな時は 農空間づくりプランに 取り組んでみよう！

Q1**農空間づくりプランとは？****Q2****どのような場所で
つくることができるんですか？****Q3****だれがつくることができるのですか？****Q4****つくるのに、
どれくらい時間がかかるのですか？****Q5****「農空間づくりプラン」に
取り組めば、
何かメリットはあるのですか？****Q6****「農空間づくりプラン」の
策定はだれか
手伝ってくれるのですか？****A1****今後も農空間を活用し
守っていくための、
地域ぐるみの取り組みです。**

地域のみなさんが、農空間を中心としたまちづくりに向けて地域の課題や将来のあり方にについて話し合い、意見やアイディアをまとめた「農空間づくりプラン」に基づいて、地域ぐるみの取り組みを行います。

**A2****集落や小学校区など、対象とする地域を設定します。**

取り組む地域の範囲は決まっていません。対象とするエリアを地域ごとに定めます。

A3**各地域の『農空間づくり協議会』※がつくります。**

『農空間づくり協議会』は、農家の方をはじめ、自治会や学校、地域活動団体など、地域に関わるさまざまな団体で構成する協議会です。

A4**各地域に合ったペースで進めます。**

地域のみなさんで話し合いや現地調査などを行いながらプランをつくっていきます。

プランができてからも、取り組みを進めながら随時プランの見直しを行います。

A5**個人での対応が難しい農空間の課題に地域ぐるみで取り組むことができます。**

『農空間づくり協議会』の取り組みに、補助金等を活用することができます。
(詳しくは裏表紙をご覧下さい。)

A6**大阪府がお手伝いします。**

大阪府や市町村、支援団体など関係機関が各地域の取り組みを支援します。補助金等を活用して、プランをつくるために調査を行ったり、専門家の支援を受けることもできます。

まずは裏表紙の大蔵省窓口にご相談下さい。

※ 農空間づくりプランは、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき進めるもので、農空間づくりプランに取り組む各地域の団体を「農空間づくり協議会」として大阪府が認定、支援します。

プランを つくろう！「農空間づくりプラン」の進め方

ステップ1

「農空間を何か変えたいな！」と思ったらまずは相談しよう

- あなたが思っていることを、地域の知り合いに相談しよう。
- 農空間づくりに一緒に取り組む仲間を増やそう。



ステップ2

「農空間づくり協議会」設立に向けた準備をしよう

- 自治会や実行組合などの役員に相談しよう。
(農空間に対する思いや問題意識、農空間づくりプランで取り組みたいこと 等)
- 近くの大府の窓口に相談し、「農空間づくりプラン」について教えてもらおう。

協議会の構成メンバーの例

- | | |
|------------------------|---------|
| ・自治会 | ・実行組合 |
| ・水利組合 | ・学校 |
| ・NPO等地域活動団体 | |
| ・農業団体(土地改良区、JA、農業委員会等) | |
| ・婦人会 | ・子ども会 等 |

ステップ3

「農空間づくり協議会」を立ち上げよう

- 協議会の構成メンバーを決めよう。
農業者だけでなく、自治会やNPOなど地域に関係するいろいろな団体に入ってもらおう。
- 規約を作って「農空間づくり協議会」を立ち上げよう。
(規約の項目例:目的、会員、事業内容 等)



ステップ4

みんなで検討し、プランをまとめよう

- 世帯主だけでなく、女性や若者、子どもなど地域のいろいろな人に参加してもらおう。
- 現地をみんなで見てみよう(良い点、悪い点、気づいた点)
- このままいくと10年後の農空間はどうなっているか想像しよう
- 住民や農家の意向調査をしよう(アンケート、聞き取り等)
- 具体的な取り組みのアイディアを出そう
- 勉強会や事例視察をしよう

「農空間づくりプラン」の構成例

- 地区の農空間のあらまし
・位置、面積、地域の人口・世帯数等
- 魅力と困っていること
・現地で見たこと
・意向調査でわかったこと
・話し合ったこと
- 10年後にこんな農空間にしたい!
・こんなことがしたい
・こんな地域にしたい
- みんなで取り組むこと
・ハードの取組
・ソフトの取組
・取組の体制

ステップ5

プランを実施しよう

- 取り組みの輪を広げるため、「協議会だより」を発行するなど、取り組み内容を地域の人たちに知ってもらおう。
- 取り組みを進めながら、随時プランの見直しをしよう。

1 現地に行って農空間を点検し、みんなで地図に書き込もう！

地域や農空間の魅力は？
(農産物、料理、季節の風景、花や樹木、生き物、祭りや行事、歴史等)



地域で困っていること、心配なことは?
(遊休農地、水路や農道が不十分、獣害、災害、儲からない、担い手不足等)

2 地域のみんなの意向調査をしよう

農家対象のアンケートの項目例

- ・お名前、農地の位置（地図に記入）
- ・年代、性別、農地の規模、遊休農地の規模
- ・農業への取り組み方（販売、自給、休耕・借地）
- ・作業委託等の状況
- ・10年先に農業を継続しているか？
- ・農業後継者の有無
- ・10年先の農地規模（拡大、縮小、貸す、売る）
- ・農空間整備の希望（面整備、水路・道路などの線の整備、個別の整備）
- ・地区全体としての将来の農地利用のあり方（直売用の農産物づくり、貸し農園、学校農園、オーナー制度、農産物ブランドづくり、花畠づくり、加工品づくり等）
- ・地区での機械の共同化、農作業受委託の仕組みづくり等の希望

3 アイデアを出し合って、取り組み内容をまとめよう

農空間づくりプランのまとめの図の例



●みんなでできる共同活動への取り組み

地域の話し合いとともに、都市農地の生産を営むために不可欠な基礎的な農地保全活動、農地法面の草刈や水路の泥上げを、集落(地区)みんなで行う取り組みにチャレンジ。

- ・農業振興地域農用地及びその周辺農地について、活動に対する国の支援制度がある。

●市民向けセミナーの開催

農業・農地を市民に親しんでもらう運動を展開するため、「(仮称) 高槻東部地区の農業・農地のあり方を考えるセミナー」を平成26年度に開催。

6. 今後の活動内容

- (1) 「高槻東部地区農地保全活用施策素案」をもとに、高槻市東部土地改良区
高槻市、大阪府、大阪府土地改良事業団体連合会が、農地保全活用施策を
実施。
- (2) 平成26年度、検討会メンバーで「高槻東部地区農地保全活用施策素案連
絡会議」を設置し、年2回程度開催。農地保全活用施策の推進状況につい
て、情報交換会を行う。